

平成25年3月19日

大阪市監査委員	東	貴	之	
同	漆	原	良	光
同	高	橋	敏	朗
同	阪	井	千	鶴子

### 住民監査請求について（通知）

平成25年1月24日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市監査委員は、市長及び大阪市人事委員に対し、市の職員の給与に関する条例第29号に係る第11条の2、地域手当の違法支出分平成21年度、22年度、23年度給与分の損害額の見込み分、11億9,263万3,158円の損害額を不当利得者に請求する等、必要な措置を講ずるよう請求せよ。との措置を求める。

国による地域手当に係る法律を制定された当時、民間の給与との差額の補填を目的に、導入された。大阪市は国に準じ、昭和31年9月30日に条例が制定され、東京事務所18%、それ以外は15%と制定されている。

大阪市が財政状態悪化の為、給与削減を余儀なくされた際の地域手当は、削減された本給に上記%が支給されなければならないところが、そうはなっていない。

平成23年度決算ベースでの補職別人数及び手当と付帯人件費明細を大阪市人事課に求め、情報提供を9月3日、9月21日にそれぞれ入手した。

上記資料によれば、補職別、例えば、市会事務局を分析すると、係員の給与の平均値①と扶養手当②の合計金額は52,588,157円、法律及び大阪市条例どおりで計算すれば7,888,223円になるが、実際の支給平均8,085,237円であり、差額は

197,014円、支給利率は15.37%で違法支出している。

上記同様の計算方法で分析した結果、下記の通り違法支出となる。

- ① 係員 給与+扶養手当=52,588,157の15%は7,888,223円  
実際は15.37%で8,085,237円
- ② 係長 給与+扶養手当=56,560,031円の15%は8,484,004円  
実際は15.43%で8,727,330円支給
- ③ 課長代理 給与+扶養+管理職手当=17,571,969の15%は2,635,795円  
実際は15.97%で2,806,545円支給
- ④ 課長 給与+扶養+管理職手当=20,636,990円の15%は3,095,549円  
実際は16%で3,307,155円支給
- ⑤ 部長 給与+扶養+管理職手当=27,922,613円の15%は4,188,392円  
実際は16.07%で4,487,505円支給
- ⑥ 再任用 給与 5,911,200円の15%は886,680円  
実際は15.46%で914,160円支給
- ⑦ 局長 給与+扶養+管理職手当=32,796,649円の15%は4,919,497円  
実際は16.01%で5,251,020円支給

尚、部長、局長については、個別になっておらず4局一緒に括っている。

次に、部局別、あるいは24区別に調査する方法を取らず、補職別合計金額から地域手当を上記同様に分析し、その平均値を求めることにした。

例えば、課長代理の給与総合計①5,161,418,325円②扶養手当188,364,842円③管理職手当742,557,220円、①+②+③=6,092,340,387円である。

地域手当はこれらの合計金額の15%で計算すると913,851,058円になるが、実際は15.937%で、970,957,343円支給している。

従って、その差額である57,106,285円が違法、条例違反支出となっている。

上記同様に計算すると下記の通りの差額金額が違法、条例違反となり、その金額たるや年間433,868,529円にもものぼる。

- ① 係員 給与+扶養手当=55,392,775,366円の15%は8,308,916,305円  
実際は15.23%で8,521,196,780円 差額212,280,475円
- ② 係長 給与+扶養手当=23,104,068,606円の15%は3,465,610,290円  
実際は15.428%で3,564,562,287円 差額98,951,997円
- ③ 課長代理  
給与+扶養手当+管理職手当=6,092,340,387の15%は913,851,058円  
実際は15.937%で970,957,343円 差額57,106,285円
- ④ 課長  
給与+扶養手当+管理職手当=4,970,838,114の15%は745,625,717円  
実際は15.864%で788,601,183円 差額42,975,466円

⑤ 部長

給与＋扶養手当＋管理職手当＝1,388,278,336の15%は208,241,750円  
実際は15.9%で220,802,201円 差額12,560,451円

⑥ 臨時任用 給与＋扶養手当＝158,020,615の15%は23,703,092円  
実際は14.99%で23,703,065円 差額27円

⑦ 再任用 給与＋管理職手当＝1,254,684,931の15%は188,202,739円  
実際は15.47%で194,120,037円 差額5,917,298円

⑧ 局長

給与＋扶養手当＋管理職手当＝430,761,856円の15%は64,614,278円  
実際は15.946%で68,690,862円 差額4,076,584円  
平均率15.61%合計差額433,868,529円

地域手当は条例で定めているとはいえ、今では民間企業に比べ、比較にならないほど民間の給与は低く大手企業でさえも三か月契約を余儀なくされ、ネット難民や派遣社員さえも雇い止めが横行している現在、この条例は廃止し、これらの財源を雇用が生まれる事業を立ち上げたり、あるいは、増え続ける生活保護費に回すとか、いずれにせよ職員は余りにも恵まれ過ぎていることの自覚が無いまま今日に至っている。

加えて、年二回支給されている期末手当にもこの地域手当が反映されているが、大都市は確かに地方と比べ地価が高いが、全ての製品が高いとは限らず、今では日本全国何処でもインターネットで安く手に入る時代に何時までも、地域手当に固執する必要もなく、大阪市の企業の従業員が地域手当を受給しているなどとは聞いたためしが無い。

平成21年度地域手当職員数27,832人分、条例違反分6億9044万2,537円、22年度分職員数27,074人分、6億8309万7,092円、23年度分26,266人分4億3386万8,529円、合計11億9263万3,158円を市に返還するよう求める。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされ、監査請求書及び事実証明書の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請

求は、請求の特定等を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないとされている。

これらを本件請求についてみると、本件請求において、請求人は、平成21年度から平成23年度に本市職員に対して支給した地域手当について、給与削減された本給に15%を乗じた額を支給すべきところ、そうになっていないことが違法な支出である旨主張するが、職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成21年3月30日条例第16号・平成22年3月29日条例第15号）において、地域手当の額の算定の基礎となる給料の月額、減額前の給料月額とする旨定められているのであるから、請求人の主張は、もとより失当というほかない。

また、請求人は、民間企業との比較やインターネットの普及などにより、地域手当を支給する必要性がないことも主張しているが、これらは住民監査請求の対象となり得る財務会計上の行為の違法性を摘示しているものとは言えない。

そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。